

変更前仕様

輸入申告事項登録業務等において、EPA協定税率が適用可能な品目であるにもかかわらず、原産地証明書識別にEPA用のコードを入力しない場合、「W0063」又は「W0064」の注意喚起メッセージが出力され、また「特惠税率適用可能識別」項目に「M」または「B」が出力される。

変更後仕様

EPA協定税率が適用可能な品目に係る上記注意喚起メッセージ及び「特惠税率適用可能識別」の出力条件について、予め税関がシステムに登録を行った国については、注意喚起メッセージ等の出力対象外とする。

【例】

IDA(輸入申告事項登録)

EPA協定税率が適用可能な品目であるにもかかわらず、原産地証明書識別にEPA用のコードを入力していない場合
(例: EPA協定税率が適用可能な品目、原産地: CN、原産地証明書識別: WKORの場合)

業務実施

変更前

注意喚起メッセージ 特惠税率適用可能識別項目(※1)

「W0063」エラー
or
「W0064」エラー

特惠 M or 特惠 B

変更後

注意喚起メッセージ等の出力せず、正常終了する。
※日欧EPA及びTPP対象国のみが出力対応(2019/3/16日現在)

※1 M: マルチ協定適用可能、B: バイ協定適用可能
M、Bを出力する条件のうち複数を満たす場合は、M→Bの優先順で出力する。